

医療・介護総合推進法案の撤回に関する意見書（案）

安倍内閣は、平成26年2月12日、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案、いわゆる医療・介護総合推進法案を国会に提出した。これは、社会保障制度改革の一環として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを趣旨としているが、その内容は、およそかけ離れたものとなっている。

医療分野では、急性期病床の削減、従来医師が行ってきた医療行為を看護師に委ねる制度、外国人医師による診療の緩和など、医療の質の低下が懸念される内容や、地域医療ビジョン策定の際の都道府県の権限・役割の強化が図られ、知事の病床の削減や増床の中止勧告、従わない場合の補助金の不交付などの内容も盛り込まれ、医療が給付の側面から抑制される可能性がある。

介護分野では、特別養護老人ホームの入居条件を要介護3以上の者に引き上げ、一定以上の所得の者の自己負担割合を2割に引き上げるほか、要支援者に対する訪問介護・通所介護を市町村事業に移行するとしている。

しかし、東京都社会福祉協議会が、平成25年、都内事業者を対象に実施した調査では、市町村事業に移行した場合、4割を超える事業者が「収入が減り経営が困難になる」、約3割の事業者が「介護員の仕事が減り、雇用維持が困難になる」と回答している。また、地域包括ケアシステムの柱である24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを始めている自治体は、僅か1割で、介護保険法に規定された「可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」体制は整備されていないのが現状である。

このように、医療の質の低下や抑制を招き、要支援者及び要介護者が必要な介護サービスを受けられなくなる可能性のある本法案は、到底受け入れることができない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、医療・介護総合推進法案を撤回するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。